

日バス協技第322号

平成26年9月29日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人日本バス協会

会長 高橋 幹

事業用自動車の運転者等による薬物の使用禁止の再徹底について

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、国土交通省自動車局安全政策課長から別紙のとおり通知がありました。

本通知は、タクシー運転者（当時）が業務中に危険ドラッグを使用して逮捕された事実が判明したとのことから、発せられたものです。

つきましては、貴協会会員事業者に対し、改めて運転者を含む従業員に対し当該薬物の使用禁止を再徹底し、より一層の安全性向上を図るよう周知していただきますようお願いいたします。

担当：技術安全部（山下・仁保）

電話：03-3216-4015



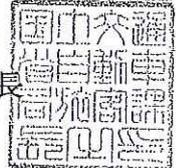
国自安第132号  
国自旅第193号  
国自貨第41号  
平成26年9月26日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

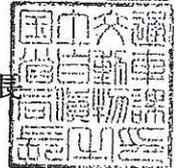
国土交通省自動車局安全政策課長



国土交通省自動車局旅客課長



国土交通省自動車局貨物課長



事業用自動車の運転者等による薬物の使用禁止の再徹底について

国土交通省においては、これまでも、安全な運転及びその補助をすることができないおそれがある薬物の使用禁止を徹底するよう自動車運送事業者に対して指導してきたところであり、本年7月にも、「事業用自動車の運転者等による薬物の使用禁止の徹底について」（平成26年7月16日付け、国自安第52号、国自旅第85号、国自貨第26号）により、薬物の使用禁止に関して指示してきたところであります。

しかしながら、本日、元タクシー運転者が業務中に危険ドラッグを使用したことにより道路交通法第66条違反（薬物の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転）で逮捕された事実が判明したことは、誠に遺憾であります。

公共交通の信頼を確保し、薬物使用による運行の絶無を期すため改めて薬物使用の禁止徹底に関する指示を通知いたします。関係各位におかれましては、点呼等における日常的な指導・監督を徹底するなど、各事業者における薬物使用運転の防止に万全を期するよう、貴傘下会員に対し、周知徹底方よろしくお願いいたします。



# 危険ドラッグタクシー運転

## 54歳容疑者

## 「事故前」初の逮捕

危険ドラッグを吸って、正常な運転ができない状態でタクシーを運転したとして、警視庁は26日、東京都豊島区池袋、元運転手丹沢彰二容疑者(54)を道路交通法違反(過労運転等の禁止)の疑いで逮捕したと発表した。逮捕は24日。丹沢容疑者は危険ドラッグを吸った状態で客も乗せていたとい

い、同行で詳しい状況を調べている。発表によると、丹沢容疑者は8月7日午前4時10分頃、大田区の区道で、危険ドラッグを吸って正常な運転ができない状態でタクシーを運転した疑い。パトロール中の警察官が、ハザードランプを点灯したまま急発進したり、蛇行運転したりしているのを発見。職務質問したところ、目がうつ

ろな状態で、危険ドラッグの袋やパイプが見つかった。丹沢容疑者は調べに對して容疑を認め、「車内で複数回、危険ドラッグを吸った。半年ほど前から危険ドラッグを始めた」と供述しているという。丹沢容疑者は勤務開始直後の6日午後1時半頃、池袋駅近くの店で危険ドラッグを購入。客を乗せる合間

に吸っていた。7日朝までに計約10人の客を乗せていたが、道を間違えたり、目的地を忘れたりするなど正

常な運転ができない状態だったという。丹沢容疑者は8月13日、勤務先のタクシー会社を辞めていた。

同行によると、事故を起こす前の段階で、危険ドラッグを吸った運転者を逮捕するのは全国初という。

## 麻薬、覚せい剤など薬物事案の予防対策について

平成21年6月19日

(社)日本バス協会

麻薬、覚せい剤等の薬物事案は、戦後第3期の乱用時代に入っており、大相撲の世界や有名大学キャンパス内での事件発生も報道されている現状にあります。

今後、こうした風潮がバス事業の現場にも侵入することも考えられることから、万一に備えて「薬物の乱用による危険性の啓蒙」、「乱用者を発見する上での着眼点」「健康診断を活用する場合の課題」等について必要最小限の知識、配意事項を下記のとおりまとめたので今後の事業活動における参考として下さい。

なお、本資料を作成するにあたりまして、国土交通省、厚生労働省、警察庁等関係機関のご協力により、次の資料や調査結果等を参考とさせていただきました。

1. 警察庁編集発行の公刊資料等
2. 厚生労働省告示「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」
3. 医師による薬物乱用に係る警察への通報行為についての最高裁決定
4. 労働問題に詳しい弁護士の見解
5. バス事業者における産業医の動向
6. バス事業者における健康管理、薬物対策の実態調査
7. 防衛庁(現防衛省)「薬物問題対策検討会議における検討結果について(平成18年2月15日)」

## 記

### I 薬物の乱用による危険性に関する基礎知識について

#### 1. 薬物の乱用による危険性

##### (1) 薬物の乱用とは・・・

薬物の乱用とは、医療品を医療目的以外に使用すること、又は医療目的にならない薬物を不正に使用することをいいます。

精神に影響を及ぼす物質のなかで、習慣性があり、乱用され、又は乱用される恐れのある薬物として、覚せい剤、大麻、MDMA、コカイン、ヘロイン、向精神薬、シンナー等があり、これらの取り扱いが法令により禁止又は制限されています。

##### (2) 薬物を乱用すると・・・

乱用される薬物は、中枢神経系に作用することから、乱用した時の快感を得たり、薬物の効果がきれた時の苦痛などから逃れるために、「依存性」が形成されます。また、薬物を繰り返して使用しているうちに同じ量では効かなくなる「耐性」が生じます。

このため、「一度だけ」という好奇心や遊びのつもりでも、「依存症」と「耐性」によって、乱用する量や回数が増加する悪循環に陥り、自分の意志では止めることができなくなります。

また、乱用を止めても、睡眠不足や過労、ストレス、飲酒等をきっかけに、突然、幻覚や妄想等が現れるフラッシュバック（再燃現象）が起こることがあ

ります。

### **(3) 薬物乱用による危険性・害悪**

薬物を乱用すると、その薬理作用から、疲労・不快感が除かれたような気分となるが、過度の不眠・疲労・憂鬱状態に陥り、麻薬・覚せい剤等が切れた時は、猛烈な疲労感、飲食減退、不眠症の併発、被害妄想、幻覚、幻聴などになり精神錯乱や精神障害に陥る場合も多くあります。

この薬物の乱用による幻覚・妄想が、殺人、強盗、放火等の凶悪な犯罪や重大な交通事故等を引き起こしたり、自殺を図ったりするなど、乱用者本人のみならず、周囲の人、さらには社会全体に対しても取り返しのつかない被害を及ぼしかねないため、覚せい剤、麻薬等の使用、所持などは、法律によって厳しく禁止されています。

また、使用をはじめるとやめられなくなる依存性・常習性があるので、その購入資金を得るための犯罪も発生しています。

## **2. 蔓延状況**

往年は風俗業界関係者・暴力団などにおいて乱用されていたものが、眠気覚まし、疲労感の一時的回復、痩せるため等の風潮を受け一般市民層への浸透が著しい。特に最近では少年、主婦、公務員、高校教師、僧侶、開業医にまで広まっており、タレントや大学生、相撲関係者などの乱用も報道されています。

## **3. 薬物乱用の規制に関する法令等**

許認可を受けた研究施設、医療機関等を除き、一般人が所持し、または譲渡・譲受等を行うと、法律で厳しく罰せられます。

## 覚せい剤取締法

規制対象物	違反形態	主な罰則
覚せい剤	輸入、輸出、製造	(単純) 1年以上の有期懲役 (営利) 無期または3年以上の懲役、情状により1,000万円以下の罰金を併科
	譲渡し、譲受け、所持、使用	(単純) 10年以下の懲役 (営利) 1年以上の有期懲役、情状により500万円以下の罰金を併科
覚せい剤原料	輸入、輸出、製造	(単純) 10年以下の懲役 (営利) 1年以上の有期懲役、情状により500万円以下の罰金を併科
	譲渡し、譲受け、所持、使用	(単純) 7年以下の懲役 (営利) 10年以下の懲役、情状により300万円以下の罰金を併科

## 大麻取締法

規制対象物	違反形態	主な罰則
大麻	栽培、輸入、輸出	(単純) 7年以下の懲役 (営利) 10年以下の懲役、情状により300万円以下の罰金を併科
	譲渡し、譲受け、所持	(単純) 5年以下の懲役 (営利) 7年以下の懲役、情状により200万円以下の罰金を併科

## 麻薬及び向精神薬取締法

規制対象物	違反形態	主な罰則
ヘロイン	輸入、輸出、製造	(単純) 1年以上の有期懲役 (営利) 無期または3年以上の懲役、情状により1,000万円以下の罰金を併科
	製剤、小分け、譲渡し、譲受け、交付、所持、施用、廃棄、受施用	(単純) 10年以下の懲役 (営利) 1年以上の有期懲役、情状により1,000万円以下の罰金を併科
ヘロイン以外(コカイン、MDMA等)	輸入、輸出、製造、栽培	(単純) 1年以上10年以下の懲役 (営利) 1年以上の有期懲役、情状により500万円以下の罰金を併科
	製剤、小分け、譲渡し、譲受け、所持、施用、施用のための交付	(単純) 7年以下の懲役 (営利) 1年以上10年以下の懲役、情状により300万円以下の罰金を併科
向精神薬	輸入、輸出、製造、製剤、小分け	(単純) 5年以下の懲役 (営利) 7年以下の懲役、情状により200万円以下の罰金を併科
	受け渡し、受け渡し目的の所持	(単純) 3年以下の懲役 (営利) 5年以下の懲役、情状により100万円以下の罰金を併科

## あへん法

規制対象物	違反形態	主な罰則
あへん(けし、けしから)	栽培、採取、輸入、輸出	(単純) 1年以上10年以下の懲役 (営利) 1年以上の有期懲役、情状により500万円以下の罰金を併科
	譲渡し、譲受け、所持	(単純) 7年以下の懲役 (営利) 1年以上10年以下の懲役、情状により300万円以下の罰金を併科
	吸食	7年以下の懲役

## 毒物及び劇物取締法

規制対象物	違反形態	罰則
シンナー等 有機溶剤	無登録販売等	3年以下の懲役、若しくは200万円以下の罰金を併科
	知情販売、授与	2年以下の懲役、若しくは100万円以下の罰金又は併科
	摂取(吸入)、摂取(吸入)目的所持	1年以下の懲役、若しくは50万円以下の罰金又は併科

## 薬事法

規制対象物	違反形態	主な罰則
指定薬物	製造、輸入、授与、販売、授与目的貯蔵・陳列	3年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又は併科(業として行ったもの) 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又は併科

## II バス事業者が留意すべき事項等

### 1. バス事業に係る関係法令・規則等

前述の薬物乱用の規制に関する諸法令によるほか、運転者には道路交通法による罰則が適用されます。また、事業者には道路運送法が適用され、行政処分の対象となります。

#### (1) 道路交通法第66条

何人も、前条第1項に規定する場合のほか、過労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはならない。

※罰則 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

#### (2) 道路運送法第27条第1項（輸送の安全等）関係

##### 1) 道路運送法第27条第1項（輸送の安全等）

旅客自動車運送事業者は、（中略）事業用自動車の運転者、車掌その他旅客又は公衆に接する従業員の適切な指導監督、（中略）その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な事項として国土交通省令で定めるものを遵守しなければならない。

##### 2) 旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項（従業員に対する指導監督）

旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転に対し、国土交通大臣が告示で定めるところにより、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。

- 3) 「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の第1章2(9)交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法

長時間連続運転等による過労及び飲酒等の生理的要因並びに慣れ及び自分の運転技能への過信による集中力の欠如等の心理的要因が交通事故を引き起こすおそれがあることを実例を説明すること等により理解させる。また、運転中に疲労や眠気を感じたときは運転を中止し、休憩するか、又は睡眠をとるよう指導するとともに、飲酒運転、酒気帯び運転及び覚せい剤等の使用の禁止を徹底する。

※行政処分基準

薬物等使用運転を伴う重大事故を引き起こしたとして都道府県公安委員会から通知等があった場合であって、当該違反行為の指導及び監督を実施していなかった場合は事業停止処分。(重大事故を引き起こしていなくても、処分日車数を加重)

## 2. 事業者として、実施しなければならない事項

従業員に対し、薬物の乱用の防止について周知徹底することは、事業者にかせられた最低限行わなければならない義務であります。

### (1) 講習会の実施等

社員研修・事故防止集会等の機会を捉え啓発に努める。

また、警察担当者による講習などの機会に、道交法関係だけでなく、薬物の乱用による事例、危険性等についての講話を要請する。

### (2) 社内規定の整備

予め就業規則に、覚せい剤等禁止薬物の所持・使用の禁止違反に対する懲戒処分及び診断の拒否又は診断結果に陽性反応があった場合には、乗務禁止とし、状況に応じて懲戒処分の対象となることを明確に規定しておくこと。

### **(3) 日常の管理**

管理者は、点呼時における外形的変化や日常の業務態度（寝坊による遅刻の頻発、服装の乱れなど）、風評の有無等に注意を払い、薬物乱用者であるかどうかの確認に努める。

乱用者をチェックする際の着眼点・留意点

#### 1) 外形的特徴点

- ・ 顔色悪く頬がこけ痩せている。
- ・ 眼がどんよりし態度に落ち着きがない。
- ・ 腕に注射痕らしきものがある。
- ・ 私有車両に小さなキズが多い。
- ・ 鼻水が流れ続ける。鼻血が出やすい。
- ・ ろれつが回らない。
- ・ 訳のわからないことを呟き続けている。

#### 2) 留意点

一般的に、乱用者は、上記のような症状があると云われているが、必ずしも薬物の乱用者と断定することはできない。また、風邪薬でも同様の症状が出ることもあるほか、覚せい剤と同一反応を示す「オルソキシン（気管支喘息の薬）」「リントラン（眼病薬）」などがあるので、注意を要する。

## **3. 要注意者に対する措置に関する留意点等**

薬物の乱用は、即、犯罪となるため、その扱いについては、人権擁護の観

点から最大限慎重に行わなければなりません。このため、点呼時や日常業務態度、風評、外形的特徴等から総合的に判断し、薬物乱用の疑いのある者が判明した場合には、次の点に留意して医師（産業医等）による診断を行って下さい。

#### **（１）情報管理の徹底**

薬物乱用の事実が確定するまでは、他の従業員等に情報が漏洩することのないよう管理を徹底すること。

#### **（２）健康診断（尿・唾液を採取して行う薬物検査を含む。）の受診**

医師（産業医等）による健康診断を受けるよう指導する場合は、医療機関は本人から同意を得る必要があるため、予め本人から、尿・唾液による薬物検査を含むこと及びその結果は会社に連絡がある旨の承諾を得ておくこと。

#### **（３）尿、唾液の採取**

本人の承諾があったとしても、医師（産業医）が必ず実施すること。

この場合も事前に労働組合に対し、会社が職員に対し指導して行う健康診断として、尿・唾液を採取して行う薬物検査を含む旨の了承をとっておくことが望ましい。

#### **（４）陽性反応が認められた場合には、**

上記の医師（産業医等）による診断の結果、陽性反応があった場合は、警察等関係機関に相談する。

#### **（５）所持品の検査**

疑わしい人間の所持品を検査することは、警察においてもその根拠をどのような法律に求めるか議論のあるところであり、実施する場合は、強制にわたることなく必ず本人の承諾を得る。

## 4. 健康診断等を活用する場合の課題・留意点

現在、薬物乱用に係る診断は法定項目ではないが、これを積極的に導入しようとする場合には、次の課題・留意点があります。

### (1) 実施する場合の課題として、次の3点が挙げられる。

- 1) 薬物検査には、相当の費用が伴うこと。
- 2) 薬物は、使用后一定の時間を経過すると反応しないこと。

診断期日を予告して行っている定期健康診断において、乱用者を特定することは難しい面がある。

- 3) 大量の検体（尿）が必要とされる場合がある。

仮に、抜き打ち的に行ったとしても、短時間のうちに、検体（大量の尿等）を採取・確保できない場合もある。

### (2) 上記課題を踏まえたうえで、実施しようとする場合の留意点

- 1) 雇入時に薬物検査を行う場合には、
  - ・ 医師（産業医等）と協議のうえ、診断項目に薬物検査項目を加えるとともに、会社に対する診断結果の開示を確認しておくこと。
  - ・ 事業者は予め、検査結果に係る情報を取得する目的を本人に明らかにして承諾を得ること。
- 2) 定期健康診断時に薬物検査を行う場合には、
  - ・ 健康診断項目に、特別な職業上の必要があり、かつ、本人の明確な同意を得たうえで薬物検査を行う旨明確に規定すること。
  - ・ 診断結果は、医師（産業医等）が会社が開示できるようにすること。
  - ・ 陽性反応があった場合には、警察に相談すること。

### (3) 上記措置を実施するときは、

あらかじめ労働組合（労働組合のない場合は、従業員の過半数を代表する者）の了解を得、労働協約を締結する等の措置を講ずること。

## 乱用されている薬物

### (1) 覚せい剤

形状は、主に白色の粉末や無色透明の結晶であるが、錠剤型もある。

乱用方法は、水溶液を注射する方法が一般的であるが、他には火であぶって煙を吸う、飲み物に入れて飲むといった方法がある。

覚せい剤には、神経を興奮させる作用があり、乱用すると眠気や疲労感がなくなり、頭が冴えた感じになるが、そのような効果も数時間で切れ、その後は、激しい脱力感、疲労感、倦怠感に襲われる。

また、特に依存性が強く、乱用を続けると覚せい剤精神病の状態となり、幻覚や妄想が現れるほか、時には錯乱状態になって、発作的に他人に暴行を加えたり、殺害したりすることがある。

このような症状は、乱用を止めても長時間にわたって残る危険性があり、多量の覚せい剤を摂取すると、高熱、全身けいれんを起こし、意識を失い死亡することがある。

### (2) 大麻

大麻とは、アサ科の1年草である大麻草とその製品をいい、①マリファナ（大麻草の葉を乾燥させた乾燥大麻で茶色または草色のもの）、②ハシッシュ（樹脂や若芽をすりつぶして固めた大麻樹脂で暗緑色の棒状または板状等のもの）、③ハシッシュオイル（葉や樹脂から成分を抽出した液体大麻で粘着性のある暗緑色または黒色のタール状の液体のもの）があり、通常は、乾燥した葉等をキセル、パイプ、水パイプ等を使用して吸煙するが、そのまま食べ

る、溶液として飲むものもある。

乱用すると、一般的には、気分が快活、陽気になるといわれているが、その一方で、視覚、聴覚、味覚、触覚等の感覚が過敏になり変調をきたしたり、現在、過去、未来の観念が混乱して思考が分裂し、感情が不安定になって興奮状態に陥り、暴力や挑発行為を行うことがあり、さらには幻覚や妄想等に襲われるようになるほか、何もやる気の起こらない「無動機症候群」に陥ることもある。

その他、身体的な影響としては、吐き気、めまい、筋力の低下、平衡感覚の障害が現れる。

### (3) MDMA・MDA

MDMAは、俗に「エクスタシー」等と呼ばれ、本来は白色粉末であるが、様々な着色がされ、文字や刻印の入った錠剤の形で密売されている。

MDAは、「ラブドラッグ」等と呼ばれ、本来白色粉末ではあるが、錠剤の形で密売されている。

いずれも、覚せい剤と似た化学構造を示す薬物で、けしやコカ等の植物からではなく、化学的に合成された幻覚剤であり、視覚、聴覚を変化させる作用がある。また、強い精神的依存性があり、乱用を続けると錯乱状態に陥ることがあるほか、腎・肝臓機能障害や記憶障害等の症状が現れることがある。

### (4) コカイン

コカの木の葉を原料とした薬物で、無色の結晶または白色の結晶性粉末で、鼻粘膜からの吸引のほか、経口による方法で乱用されている。

覚せい剤と同様に精神を興奮させる作用があるが、その効果の持続時間が30分程度と短いため、精神的依存が形成されると1日に何度も乱用するようになり、乱用を続けると幻覚時の症状が現れ、大量に摂取すると呼吸困難

により死亡することもある。

#### (5) あへん

けしから採取された液汁を自然に凝固させたもので、黒褐色で特殊な臭い（アンモニア臭）があり、調整したあへん煙膏として特殊なキセルに塗って炎にかざし、出てきた煙を吸引する方法や経口による方法で乱用されている。

乱用すると強い陶酔感を覚えるが、精神的、身体的依存性が生じやすく、常用すると慢性中毒症状を起こし、脱力感、倦怠感を感じるようになり、やがては精神錯乱を伴う衰弱状態に至る。

#### (6) ヘロイン

ケシから採取された、あへんから抽出したモルヒネを精製して作られ、純粋なヘロインは白色粉末であるが、純度の低いものに灰色や灰褐色のものもあり、粉末のほかに棒状、板状、粒状等さまざまな形状のものがある。

また、一般的には無臭であるが、なかには酢酸の臭いのするものもあり、静脈注射のほか、火であぶって煙を吸う方法、吸引具により吸引する方法、経口による方法で乱用されている。

乱用すると、神経を抑制する作用があり、強い陶酔感を得られることからこのような快感を忘れられず乱用を繰り返すようになり、強い精神的依存、身体的依存が形成され、2～3時間ごとに摂取しないと、体中の筋肉に激痛が走り、悪寒、嘔吐、失神などの激しい禁断症状に苦しむこととなり、その苦しきから精神に異常をきたすこともあり、大量に摂取すると、呼吸困難、昏睡の後、死に至る。

#### (7) 向精神薬

中枢神経系に作用して、精神機能に影響を及ぼす物質で、その薬理作用によって、鎮静剤系と興奮剤系とに大別される。

向精神薬は、ほとんどが医薬品として流通しているが、医師の指示によらずに乱用すると、精神が不安定になる、判断力が鈍くなる、歩行失調になるなど、心身への障害が生じ大変危険なため、その不正な取引は法律により禁止されている。

#### (8) シンナー等有機溶剤

シンナー等の有機溶剤を、乱用すると神経が抑制されてぼんやりとし、酒に酔ったような状態となり、乱用を続けると、集中力、判断力が低下し、何事にも無気力になるほか、幻覚や妄想などの症状が現れる。

また、身体に与える影響も大きく、心臓、肝臓、腎臓、呼吸器系、生殖器官に障害が生じるが、特に乱用によって大脳が萎縮すると、一度破壊された脳の働きは、乱用を止めても決して元には戻らない。

#### (9) その他の麻薬

##### 1) LSD

合成麻薬の一種で、水溶液を染み込ませた紙片、錠剤、カプセル、ゼラチン等があり、経口または飲み物とともに飲むなどして乱用されている。

乱用すると強烈な幻覚作用が現れ、特に幻視作用が強く、わずかな量で、物の形が変形・巨大化して見えたり、色とりどりの光が見えたりする状態が8～12時間続き、乱用を続けると長期にわたって神経障害をきたすことがある。

##### 2) マジックマッシュルーム

麻薬成分であるサイロシン又はサイロシピンを含み、幻覚作用を有するキノコの俗称で、摂取すると直後から不安感、脱力感、口唇の痺れが出現し、攻撃的な行動や自殺を試みることがある。

##### 3) ケタミン

昭和45年から人を対象とした医薬品として市販され、現在は動物用医薬品としても用いられているが、平成19年から麻薬として指定され規制対象となっている。国内では、「K」「スペシャルK」などと呼ばれて、主に粉末状のものが密売されており、MDMA等錠剤型麻薬に混合されている事例も多い。

#### 4) 違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）

麻薬等と同様に多幸福感、快感等を高めるものとして「合法ドラッグ」等と称して販売されて製品であるが、乱用者自身の健康被害の発生にとどまらず、麻薬、覚せい剤等の乱用の契機（ゲートウェイ）となることが懸念されるとともに、犯罪に利用される恐れもある。

「薬事法」により、幻覚等の作用を有する39種類の物質が「指定薬物」として、医療等一定の用途に供する場合を除いて、その製造、輸入、販売等が禁止されている。

以上、一般的事項を記したが、その他詳細については、最寄りの警察署または都道府県薬事課、警察庁HP等を参照してください。